



## 「徳島県自転車安全適正利用推進計画（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進するため、「徳島県自転車安全適正利用推進計画」の改定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年3月14日（土）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



#### ①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

#### ②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

#### ③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

#### ④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 消費者政策課 くらし安全担当

電話：088-621-2287 FAX：088-621-2979

メールアドレス：shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



## Q1 「徳島県自転車安全適正利用推進計画（案）」ってどんな計画？

自転車は、身近で手軽な移動手段ですが、一部の自転車利用者による危険な運転が見られるなど、その安全利用は喫緊の課題となっています。本県では、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、自転車に関わる全ての主体が相互に協力しながら、様々な取組を展開してきました。

本計画は、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例第9条第1項の規定に基づき策定するものであり、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とし、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進するための指針となるものです。



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

本計画（案）では、数値目標を定め、その実現に向けて県や県民、関係団体など、自転車に関わる各主体が担うべき役割や具体的な取組を定めています。

本計画（案）をご一読いただき、これらの内容について、検討を要する事項や、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。